

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年４月２２日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	令和６年度東広島市生涯学習センター等消防用設備等点検及び防火対象物定期点検業務
（２）物品・委託役務管理番号	13060002
（３）物品委託役務内容	東広島市黒瀬生涯学習センター等において、消防法に基づき消防用設備等の点検及び防火対象物定期点検を実施するもの。
（４）納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和７年１月３１日まで
（５）納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬生涯学習センターほか３施設
（６）予定価格	落札後公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（１０）使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
（１１）契約種別	総価契約
（１２）収入印紙	要

２ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞消防設備点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年４月２２日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３ その他の入札条件

東広島市消防設備等点検業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年4月22日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年4月22日～ 令和6年5月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間 （物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年4月22日～ 令和6年4月30日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 生涯学習部 生涯学習課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0979 / ファクシミリ番号 082-422-1610 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年5月7日～ 令和6年5月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年5月13日～ 令和6年5月14日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年5月15日 午前11時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

- (2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
- (3) 提出期限
- (4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。
- (5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6年度東広島市生涯学習センター等消防用設備等点検及び
防火対象物定期点検業務仕様書

1 業務名

令和6年度東広島市生涯学習センター等消防用設備等点検及び防火対象物定期点検業務

2 履行場所

東広島市黒瀬生涯学習センターほか3施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

4 業務対象施設の名称

- (1) 東広島市黒瀬生涯学習センター
- (2) 東広島市豊栄生涯学習センター
- (3) 東広島市安芸津生涯学習センター
- (4) 東広島市創作村

5 業務内容

施設名	位置等	業務内容	
		(1)消防設備等点検	(2)防火対象物定期点検
東広島市黒瀬生涯学習センター	東広島市黒瀬町菅田10番地	○	○
東広島市豊栄生涯学習センター	東広島市豊栄町鍛冶屋271番地	○	○
東広島市安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津4398番地	○	○
東広島市創作村	東広島市豊栄町乃美2839番地1	○	—

(1) 別に記載する防火対象物における消防用設備等の点検及び報告(消防法第17条の3の3)

(2) 別に記載する防火対象物における定期点検(消防法第8条の2の2)

6 業務目的

(1) 消防用設備等点検

消防設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資すること。

(2) 防火対象物定期点検

防火管理者の業務内容若しくは防火対象物の防火管理状況等について、専門的見地から消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の定期点検により、施設の防火管理の徹底を行うこと。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、東広島市消防設備等点検業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

(3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務対象施設の概要

名称	階層・構造・面積等
東広島市黒瀬生涯学習センター	R C 造 5階建て 述べ面積 5,381 平方メートル
東広島市豊栄生涯学習センター	R C 造 2階建て 述べ面積 1,883 平方メートル
東広島市安芸津生涯学習センター	R C 造 2階建て 述べ面積 1,370 平方メートル
東広島市創作村	S 造 1階建て 述べ面積 363 平方メートル

9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等

点検の区分と実施時期は次のとおりとする。また、点検項目等については別紙「消防用設備機器リスト」のとおりとする。

施設名	点検の実施時期、内容及び方法	
	機器点検 (令和6年6月に実施)	機器点検・総合点検 (令和6年12月に実施)
「4 業務対象施設の名称」のとおり	1回	1回

1 0 業務詳細

(1) 各設備等の点検方法等は、次に基づき実施すること。

- ① 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）に基づき実施すること。
- ② 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示第 9 号）
- ③ 消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年消防予第 172 号）

(2) 非常用電源として設置されている非常用電源専用受電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による自家用電気工作物としての適用を受けるので、当該設備を有する施設にあっては、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに点検を行うよう努めること。また、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要であるため、この点検と同時に行うよう計画するよう努めること。

(3) 消防用設備等点検表示制度の運用の有無について

消防用設備点検表示制度の運用	当業務においては（ ☒ 該当する・ ☐ しない）
----------------	---

※「該当する」と記載した業務については、次に基づき実施するものとする。

- ①消防用設備等点検済表示制度について（平成 8 年消防予第 61 号）
- ②消防用設備等点検済表示制度推進要綱（平成 3 年消安セ規程第 11 号）

1 1 防火対象物定期点検

(1) 点検内容

消防法及び同法施行規則第 4 条の 2 の 6 に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

(2) 報告書の提出について

消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

1 2 委託料の支払い

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
消防用設備等点検(機器点検（6 か月点検）) 履行分	円	部分払（部分引渡し）
消防用設備等点検(機器点検及び総合点検（1 年点検）)及び防火対象物定期点検履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

1 3 特記事項

(1) 消防設備等点検業務実施に当たっての留意事項

- ア 消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格免許を保有する者が、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行うものとする。
- イ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理担当者等を立ち会わせることとする。
- ウ 受注者は、定期点検等の結果、必要があるときは施設管理者等との協議の上、消防用設備の調整若しくは修理を行う。なお、修理にあたって本契約金額とは別に費用を要する場合は、事前に発注者に報告を行い、その指示に従うこととする。
- エ 別紙「消防用設備機器リスト」は、参考であり、このリストに記載がない場合であっても、法令により点検対象となるものは点検を実施し、報告すること。
- オ 点検後、法令の定める様式を用いて報告書を必要部数作成すること。

①機器点検（1回目）完了時

報告書を2部作成し、生涯学習課に提出する。

②機器点検（2回目）及び総合点検完了時

報告書を3部作成し、生涯学習課に提出する。

(2) 防火対象物定期点検業務実施に当たっての留意事項

- ア 点検実施回数及び点検時期
防火対象物の点検の回数は、年1回とし、令和6年12月に実施する。
- イ 防火対象物の定期点検は、消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物点検資格者が行うものとする。
- ウ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設の防火管理者等を立ち会わせることとする。
- エ 受注者は、定期点検の結果、不備内容については是正等助言若しくはその他必要事項の指導を行うものとする。
- オ 点検後、法令の定める様式を用いて報告書を3部作成し、生涯学習課に提出すること。

(3) その他業務実施に当たっての留意事項

- ア 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受注者は、業務実施前に発注者と事前に協議し、作業ごとに実施日時・作業方法等を決定し、業務実施計画書（工程表）を作成し、提出するものとする。
- ウ 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- エ 業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。
- オ 業務の実施に当たっては必要な関係官庁への届出は、発注者と打合せの上、遺漏のないよう行うこととする。
- カ 業務の実施に当たって、万一事故が発生した場合には、迅速かつ的確な処理を講じ、たうえで、速やかに発注者に報告する。

キ 受注者は、点検等の結果、不具合若しくはその兆候を確認したとき又は修理を必要とする箇所が発見されたときは、直ちに不具合の状況の説明、又は具体的にその内容を明らかにした書面をもって、発注者に通知し、指示を受けるものとする。

ク 施設管理者等より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

ケ 業務期間中に工事等を実施する施設については、協議の上業務内容を変更する場合がある。

コ その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議の上定める。

1 4 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 学習支援係

電 話 0 8 2 - 4 2 0 - 0 9 7 9

F A X 0 8 2 - 4 2 2 - 1 6 1 0

消防用設備機器リスト

分類	詳細	単位	黒瀬	豊栄	安芸津	創作村	合計
消火器	小型粉末消火器加圧式	本	55	22	18	3	98
屋内・屋外消火栓設備	加圧送水装置	台	1	1	0	0	2
	操作盤	台	1	1	0	0	2
	消火栓箱	台	18	6	0	0	24
	起動スイッチ	個	18	6	0	0	24
	表示灯	個	18	6	0	0	24
	呼水装置	式	1	1	0	0	2
	水源	式	1	1	0	0	2
	放水試験(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
	消火栓ホース耐圧試験	式	18	4	0	0	22
自動火災報知設備	P型2級受信機	台	0	0	0	0	0
	P型1級受信機(10回線以下)	台	1	1	1	0	3
	差動式スポット型感知器	個	64	35	29	0	128
	定温式スポット型感知器	個	101	10	2	0	113
	煙感知器光電式・イオン化式	個	80	24	23	0	127
	発信機P-1/P-2	個	19	7	4	0	30
	表示灯	個	19	7	4	0	30
	地区音響装置	個	20	9	6	0	35
	消火栓起動装置	個	1	1	1	0	3
	常用電源(交流電源)	組	1	1	1	0	3
	非常電源(蓄電池設備)	組	1	1	1	0	3
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
避難器具	はしご	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数6以下	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数3以下	組	0	0	0	0	0
	緩降機建物階数4以下	組	0	0	0	0	0
非常放送設備	増幅器操作部(200W以下)	台	1	1	1	0	3
	スピーカー回線	個	102	29	28	0	159
	音量調整器	個	102	29	28	0	159
	起動装置	個	1	1	1	0	3
	常用電源(交流電源)	個	1	1	1	0	3
	非常電源(蓄電池設備)	組	1	1	1	0	3
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	灯	153	59	15	2	229
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	1	4
防火・排煙設備	制御盤	台	1	1	1	0	3
	ダンパー(手動復旧型)	個	4	1	0	0	5
	排煙口	個	5	0	0	0	5
	煙感知器3種光電式・イオン化式	個	17	3	10	0	30
	防火戸(ドア式S型)	個	10	1	0	0	11
	防火シャッター(手動式)	個	1	1	0	0	2
	防火シャッター(電動式)	個	0	0	1	0	1
	排煙装置(エンジンモーター駆動)	個	1	0	0	0	1
	排煙装置起動盤	個	1	0	0	0	1
	配線(総合点検時)	式	1	1	1	0	3
非常電源専用受電設備	低圧受電設備	式	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
非常電源専用受電設備 (自家発電装置)	ディーゼル発電装置30KVA以下	組	1	1	0	0	2
	配線(総合点検時)	式	1	1	0	0	2
粉末消火設備	粉末タンク(操作部含む)	台	1	0	0	0	1
	加圧用窒素容器	台	1	0	0	0	1
	薬剤点検	台	1	0	0	0	1
	ホースリール	個	1	0	0	0	1
	作動試験	式	1	0	0	0	1